農民における現行租税体系の矛盾

小 林 茂

本論で分析しようとしているのは、現行税法の含む理論的矛盾そのものではない。それは素人である私には能くなし得ないところである。ここで行おうとしているのは、所得税を中心とする現行近代税制が遅れた部門である農業にあてはめられた際に生ずる具体的矛盾を、調査資料に基づいて農民の側から分析せんとすることである。いわば「行われている税法」の農民的批判分析であり、逆にそれを通して税法そのものの矛盾まで明かにすることができれば、それは予期以上の成果である。

(1) 現行農業所得税の矛盾

農民の所得税の過重か否かを決める基本的要因には、(イイ)課税所得の最低限、(ロ)税率とその累進度、(イイ)課税所得の把握度の三つが挙げられる。明治20年に創設された所得税が一般農民に課税されるようになったのは、戦後の昭和21年からである。昭和10年に所得税の課税を受けたものは、総所得者数のわずか5%強の高所得者層であったが、昭和23年にはそれが約88%に当る大衆になっている。調査対象地干葉県長生郡睦沢村川島部落の資料に依れば、大正14年所得税課税農家がわずかに8戸(当時総農家の7%)であり、免税点が800円から1200円に引き上げられた大正15年には、それが5戸(5%)に減っている。ところが戦後既に所得税が可成り軽減された昭和33年においてすらも、所得税課税農家は24戸(23%)も現われている一つの外青色申告による無課税農家一戸がある。これは課税最低限が戦後は実質的に大きく引き下げられたことにより、所得税が大衆課税化したことを物語る。それは、戦後のインフレにより名目所得額が増加したが、基礎控除の名目額が据え置かれたことに依るものである。

これと関連して、農業における課税額に実質的に大きな影響を有するものに、課税単位の問題がある。所得税は近代的租税であるから、その課税対象は所得経済(生産)と消費経済の分離のうえに立った近代的個人であることを立前とする。ところがわが国の農民は小生産者であり、その経済生活の単位は生産と消費の未分離な農家である。故に終戦直後から昭和24年までは、所得税課税単位は農家世帯で所得の合算課税が行われていた。昭和25年における合算課税の廃止後も、実質課税の原則により実際にはそれが続いて行われていた。この問題は昭和33年に大改正されるが、それでも実質的には完全に解決されたわけではない。この改正に基づく国税庁長官から国税局宛の例規「生計を一にしている親族間における農業の経営者の判定について」に依れば、経営者判定の基準が甚だ曖昧で客観性を欠き、判定者の主観に左右される点が大きい。事実この適用によっても農家の合算課税は多分に残されているのである。

これとも関連して、曲り角農業の遅ればせの近代化がかえって上記の矛盾を実質的に大きくしている点も挙げられる。最近比較的大きな農家で経営の多角化と集約化の結果、同一農家の経営内でも農業に一種の分業が行われている場合がみうけられるが、その場合農業の主宰者を一人に確定することは明かに不合理である。ところが税務署による主宰者の判定は、同一農家に農外収入がある場合のみに問題となるのであり、上述のような場合には論ずるまでもなく農業の主宰者は一人と判定されるのである。川島部落では、米一麦一甘藷作の作付体系に戦後養蚕やタバコ作や酪農が加わり、特にタバコ作は過激労働と技術知識を必要とするところから、従来の米作中心経営を親夫婦、タバコ作を若夫婦というように経営を分けているものがあるが、税務署は同一農家内の農業主宰の分離は認めていない。

つぎに所得税の税率とその累進度の矛盾が挙げられる。戦後税率は戦前 のそれに較べて非常に高くなっている。しかし農業所得税に就いて重要な ととは、その税率の戦後における変化である。税率及びその累進度は戦後 幾度か改正されたが、その過程を通して言い得ることは、その改正は高所 得層の税率の軽減であり、農家の関係する層の税率は殆んど変らないとい うことである。

第三の問題は、課税所得の把握度及び把握法における矛盾であり、これはいわば税務執行上の問題である。第1表は農家の所得階層別所得把握率を年次別に示したものである。これによれば、まず平均で農家所得把握率が年々高くなっているという特徴が明かで、昭和32年のそれは8割を越えている。源泉徴収による給与所得の把握率が100%に近いという点から、給与所得者の「実質的負担の増大を減殺する」ことを目論んで20%の給与所得控除が設けられている。したがって、給与所得者の実質的所得把握率は最高80%である。故に昭和32年度においては、農業所得把握率は給与所得のそれよりも高いことになる。

農家の課税所得	昭和	27 年	昭和	30 年	昭和32年
階層別	経営耕 地面積	所得把握率	経営耕 地面積	所得把握率	所得把握率
10万円未満	反 5.8	154.8%	灰 5.5	142.7 % (137.2)	256.4%
10~15万円	6.4	112.2	10.0	112.1 (112.1)	115.9
15~20 #	7.8	97.8	12.3	(119.1) (119.1)	140.3
20~25 #	9.5	94.8	14.0	103.8 (103.8)	130.1
25~30 "	10, 9	88,3	16.0	98.1 (98.1)	108.8
30~40 #	14.1	76.6	17.6	83.8 (83.8)	93.8
40~50 #	18.2	71.8	20.0	74.0 (74.0)	84.3
50~70 #	28.7	60.0	25.8	66.6 (66.6)	71.1
70万円以上)		29.4	52.5 (52.5)	60.0
平,均	11.7	75.7	18.3	76.2 (76.2)	83.2

第1表 所得階層別農業所得把握率の推移

[[]註] (1)昭和27.30年度は「所得税課農家に関する調査資料」(農林省) より作成した。

⁽²⁾昭和32年度は「昭和32年度所得課税農家に関する調査」(農林省) による資料であり、昭和30年度と対比できるように、昭和30年度 の所得把握率に同種資料による数字を()内に記入した。

つぎに所得階層別所得把握率は低所得層ほどきつく、昭和27年度の15万円以下層、30年度の25万円以下層、32年度の30万円以下層は100%を越している。これに反し上層のそれは低く60%から50%台になっている。この点からみると農業所得税は実質的に逆進的性格を有すると言うことができ、その逆進性は年を追って厳しくなっている。この実質的逆進性の原因は何か。それは税務執行との標準課税方式に基づいている。

現行所得税法では申告納税制が原則である。にも拘らず,農業所得税に 関しては確定申告の時期に税務署が「所得標準」なるものを公示し,それ を基礎に各自が課税所得を算定することになっている。ではこの所得標準 はいかにして作られるか。川島部落を所轄している茂原税務署の昭和33年 度の実例によってこれをみてみよう。米については,国税局は県段階で県 下の基準町村の所得税課税農家を対象として坪刈・粒数計算・在庫米調査 を行い、それを基礎に局の基準反収必要経費を決め、これを管下税務署に提 示する。税務署では、局の標準を基礎としてその税務署の標準を作成する。 茂原税務署所轄地区内には2市15町村,25,000戸の農家があり、そのうち 昭和33年度の所得税課税対象となると思われる農家が約2,800 戸(11%) 含まれていた。この地区の米作基準町村としては、米作収量が平均的でナ - 蠰関係も標準的状態にある大東町旧古沢村が選ばれている(普通畑の場合 は同様の基準で長者町が選ばれている)。この基準町村で課税対象となり 得ると思われる無災害の農家を抽出して戸別調査を行い,玄米反収・藁反 収を収入とし,農業に関係する固定資産税・公租公課の一部分・種苗代・ 肥料代・雇人費・農具費・家畜飼料代(干葉県特有)・僧却費及びその他 経費を必要経費として,反当収入-反当必要経費=反当所得を算出して, 署段階における所得標準とする。つぎに税務署では署の所得標準を基礎と して,各町村について所得標準を算出する。茂原税務署では睦沢村で毎年 水稲作の坪刈調査を早生・中生・晩生別に夫々三ヵ所づつ行っている。ま た収穫後無作意的に在庫調査を行い、その村の地区別の税務署調べ実収量 を作成する。さらにこれに共済組合の資料を加えて下記のように算出する。

【陸沢村の税務署調の実収量(地区別)−共済組合調被害地収量(地区別)} +{税務署調作付面積−共済組合調被害地面積}=陸沢村地区別反収。 (陸沢村地区別反収×単価)+反当副収入(薬・薬加工品収入)=地区別

反当粗収入。反当粗収入一反当必要経費=睦沢村地区別反当所得標準。 普通畑作の所得標準の場合も,大体これに準じている。茂原税務署発表の 昭和33年度睦沢村水稲及び普通畑作の所得標準は第2表の通りである。以 上のごとく所得標準の算定は複雑で,それだけ合理的であるかのように装 われている。しかしそれには下記の矛盾が含まれている。

Ĩ		適用反当	階級区分毎反当り所得				
		平均標準	A地区	B地区	C地区		
	水稲反当所得標準	21,800	22,500	21,000	19,500		
	普通畑反当所得標準	16,000	16,000	15,400	14,600		

第2表 昭和33年度睦沢村所得標準表

[註] (1)昭和33年度確定,茂原税務署「田畑等所得標準表」より作成。 (2)川島部落は水稲,畑作共にA地区に層している。

第一に、この方法では税法上の立前である申告納税制が骨抜きになっている。この標準課税方式は農民が申告能力を持たないということを前提としまた理由ともしている。しかし税務署の真意は、農民の申告納税に対する税務署側の処理能力のないこと、したがって徴税費の膨張、税収入の減少の可能性を隠蔽することにあるようである。実際農業技術の発展のために農家の農業の主宰者が若返っているものが最近多く(川島において実質上の農業主宰者は60%までが30才台以下、40才台を含めると85%である)、申告能力がないとは言い切れない。これは青色申告の要求が最近農村において増大しているが、税務署側はなるべくこれを認めないようにするという方針を立てていることにも現われている。このあたりにこの方式の真の意味が潜んでいるように思われる。

第二の矛盾は、国税局・税務署の反当所得標準は生産力の比較的高い農 家の所得から算定されているということである。所得税の課税される農家

(経営の大きな農家)を調査対象としているため、その資料より算定され る反当所得標準は、平均よりも大きく現はれるのは当然である。しかしこ れは上層だけにしか課税されない所得税に関する限りは、合理的であるよ うである。だが所得税中心の租税体系においてはそれは他の租税について も基準的役割を果している。即ちこの所得標準は、殆んど全農家に課せら れる住民税のための課税所得の算定基準にもなっているのである。さらに 各村別所得標準作成の際の坪刈は、役場の産業課で行うが、これが村の大 きな収入源である住民税にひびく限り,坪刈地選定が必ずしも 劣 等 地 を 選ぶとはかぎらない。むしろ平均という名のもとにより反当生産力の高い ところが選ばれている場合が多い。普通、経営規模が「中位の上」のあた りの農家の水田が坪刈地として選ばれるが、この層においては、労働の生 産力は必ずしも最高ではないとしても、反当生産力は最高であることが多 い。この層は専業農家で労働集約経営を行う傾向が強いから、反当収量は 大きいが、それだけ投下労働量・諸経費も嵩んでいるわけである。しかし 坪刈の目的は反当収量のみをみることであって、投下諸経費は全く考慮さ れていない。

第三点は、税務署の反当所得標準は無災害地域の反収の標準であるが、その無災害地判定が共済組合の資料に依るため、最も多い三割以下の災害地が無視されるということである。またその災害のための控除は、農産物の受けた災害に対する控除であって生産手段の受けた災害に対する保証ではない。ところが農業災害は、屢々その年の農産物の被害だけでなく、生産手段特に土地が災害を受けている場合があり、その被害の結果は一年を越えて持続する。それにも拘らず税務署の災害控除はその年限りである。川島では昭和32年に豪雨冠水の被害をうけ、その年の水田罹災面積は10町2反2畝(水田総面積の20%)で、戦後昭和28年の大凶作時(63%罹災)についで大きな災害を受けた。その際川添いの地域は可成り土砂を蒙り、それは昭和33年の作柄に影響があった——且し33年は大豊作の年でその影響は目立たなかったのであるが。しかしそれは課税加減のうえには全く反

映されなかった(共済組合調べの33年の罹災面積は総水田面積の 0.8%で 戦後最小になっている)。

この外に、町村反当収量を計算する際に、農業委員会の申告作付面積の うえに、それと統計調査事務所調べの面積の差の二分一を「繩延び」とし て加算している、という矛盾がある。両調査面積の差は統計操作上の差異 で、作付実面積という点からみれば農業委員会申告のそれがより正しいと も言える。また現在実際に繩延びのあるところは稀で、川島などは、戦後 日農の活躍が目ざましかったことも関連して、縄延び・穏田などは皆無で あるにも拘らず、茂原税務署でも依然そのような算定上の操作が行われて いる。

つぎに、課税所得算定上標準経費として収入から差引かれる諸経費以上に要費したと思はれる経費を別途に控除する「別途経費控除」についてみてみよう。茂原税務署管下における特別控除対象種目には、農耕役牛馬費・常雇人費・土地改良費・干害対策さく泉経費・小作料・オート三輪車費・自動耕耘機費・葉タバコ乾燥室費・牛馬のへい死の場合等々が挙げられている。これをみれば、大体上層農家により有利な控除であることがわかる。しかもこれらの控除は仲々認められず、その申告は役場を通して行われるので、役場に影響力を有し口やかましい農家でなければ、特別控除が認められる可能性は少い。結局この制度は課税上の上層農家と下層農家の不均衡を益々甚だしくする傾向を持っている。

これと同じ矛盾を、青色申告における専従者控除も持つている。言うまでもなく専従者控除は本質的には家族合算制の不合理を隠蔽する方策にすぎないが、しかし実際に青色申告の記帳が面倒であるため、今までは農村であまり普及をみなかった——最近では税務署がこの許可をこばんでいることは既に述べた通りである。だからそれを行うものは能力のある上層農家に限られる傾向がある。川島で103戸の農家のうち青色申告者はわずか1戸であり、それは川島で最大の経営(1町9反)の自作地主(戦前は大手作地主でむらの旦那衆の1人であった)である。故に青色申告は上層農家

で口やかましいものに益するという傾向が明かで、それは必然的に住民税にまで影響している。川島の青色申告農家は経営最大で、農産物販売価額(昭和33年度)も49万円で最高抜群である。にも拘らず、33年度の所得税は零であり、そのため住民税も世帯主300円、息に250円計550円の均等割がかかっただけで、所得割は零であった。この農家と同一の階層(1町5反以上層)に属している他の10戸の33年度における住民税は最高6,900円、最低2,110円、平均4,191円であり、全戸にかかっているのであるから、青色申告の御利益が大きいことが明かである。

青色申告に専従者控除を認めているということは、標準課税における必要経費の不合理を如実に示すものである。農家の農業収入は主宰者1人の勤労の成果ではなく、その配偶者・子弟等家族員の共同に基づく合成所得である。ところが、所得税課税に際しては、それが主宰者個人の収入として計算され、しかも主宰者以外の者の労働には賃金も認められていない。青色申告はこの不合理を改めて、恩恵として専従者控除を認めているので、ここに青色申告の偽瞞性があるわけである。

(2) 農民における所得税と地方税

前節では農業所得税の課税上に現われた原理及び技術上の矛盾に触れたが、所得税中心の現行租税体系にあっては、所得税の矛盾はそれだけに留まらず、広く地方税へと波及する。特に農民に対する農業所得税のはらむ矛盾は、地方税なかでも住民税の上に倍加して反映している。

(イ) 所得税と住民税

住民税とは言うまでもなく市町村民税と道府県民税との総称であり、これは均等割と所得割との二つの部分から成っている。均等割には、市町村の人口数に応じてその標準税率と制限税率とが決っている。睦沢村の場合は、村民税均等割を200円標準に一律に決め、その外に県民税均等割100円が附加されている。

所得割の課税方式には三つ(第二方式、第三方式の但書を本文から独立

した課税方式とすれば五つ)ある。このうち住民税所得割が最も強く且つ 広く現われる方式は、第二方式但書の方法であるが、現在この方式を採用 しているものが、全町村の81%(昭和32年度自治庁調)という大部分であ る。これは25年のシャウプ税制改革により国税たる所得税の軽減分が地方 税の増微によって補われるようになったためである。

均頭割は、収入の有無に拘らず人口1人当りに均一に課税されるもので、 陸沢村の例で言えば、同居の妻を除いて青年に達する男女に頭割に200円 課税されている。これは担税力に対して逆進的傾向を与えることは言うまでもない。

つぎに所得割の矛盾について触れよう。まず、初めに述べたごとく、大部分の農村でその課税方式に第二方式但書が適用されていることである。これは、国が直接反撥の対象となる所得税を軽減して、その分だけ地方税に負担させることにより、税金斗争を分散し且つ困難にするための方策である。睦沢村においても、昭和23・24年には日農指導のもとにすざまじい税金斗争が行われたが、シャウプ勧告に基づく税制改革以降(昭和25年以降)は税金斗争は全く影をひそめていることは、これを物語っている。いま昭和33年度の睦沢村の才入内訳をみると、地方譲与税・地方交付税・国庫支出金等の国から交付を受ける収入が、総才入の約40%を占めているが、村の経費を固有事務費と国からの委任事務費に大別してみると、両者は5分5分になっている。これは、それだけ(10%だけ)国が地方団体(睦沢村)に負担をかけているということになる。換言すれば、国の仕事に対して地方団体の仕事というように分けて考えた場合、地方税の応益原則が国によって大きく侵かされていると言えるのではなかろうか。

住民税に第二方式但書の課税方式がとられていることは、扶養控除をネ がることによって、その課税対象を広範に下層にまで押し下げる結果を斉 している。何故ならば農家には扶養家族員が相対的に多いからである。

住民税所得割の第二の矛盾は、所得税の標準課税方式及びその所得標準 がそのまま住民税の課税所得算出に用いられているため、所得税課税上の 矛盾がそのまま否倍加して住民税の上に現われていることである。既に分析されたごとく,所得税の課税標準は生産力の高い農家が規準となって算出されているから(第3表参照),これを標準として農業所得を計算すると,下層農家のそれは実所得より可成り大きく現われることは明かである。だから課税対象が所得税の場合よりもずっと下層にまで拡っている住民税所得割の場合は,この標準課税方式の斉すバィアスは,下層に益々苛酷になる結果を招いている。第1図によれば,川島の農家の経営階層別による農産物販売価額の上昇曲線に比して,農業に対する住民税の上昇曲線は,

	経営規準	反当収量 (石)	反当生産 費 (円)	反当収量 指数	反当生産 費指数
	3 反未満	2.72	18,426	100	100
	3~5 //	2.88	17,747	106	96
	5~10 m	2.85	16,883	105	92
İ	10~15 //	2,93	16,024	108	87
1	15~20 //	3.02	15,488	111	84
	20~30 //	3.13	15,686	115	85
	30反以上	3,21	15,066	118	82

第3表 経営階層別水稲反収及び反当生産費

[註] 農林省「32年産米生産費調査」より作成

上昇度が全く緩慢であるだけでなく、8 反未満に至っては殆んど下降が止っている。これは上述の関係即ちその逆進性の現われである。また前節で触れた川島における最大経営農家で背色申告をしているため所得税が皆無、したがって住民税の所得割も皆無になっている例をもあわせて想起すればこの矛盾は一層明白になる。

(ロ) 所得税と固定資産税

地方税の主なものに住民税と並んで固定資産税がある。しかもその苛酷な点においては、むしろ固定資産税が地方税の雄である。 歴沢村の例によれば、昭和33年度の才入のうち固定資産税収入が24%を占め、それは地方税収入の61%に当り、住民税のそれ23%をはるかに越えている。

農家に最も関係の深い固定資産税は、土地と家屋に対するそれである。

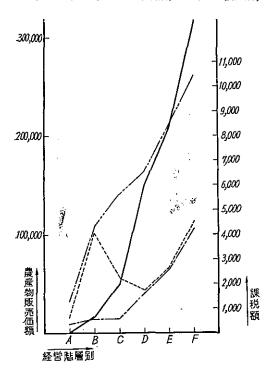
地方税法第342条は、固定資産税の課税標準を「1月1日現在における固定資産の価格で固定資産課税台帳に登録されたものとする」と規定してあり、さらにその「価格」を第341条で「適正な時価をいう」と定めてある。

第1図 地方税階層別平均値

----- 住民税

--·--- 固定資産税

A (3 反未満層) B (3 反以上 5 反未満層) C (5 反以上 8 反未満層) D (8 反以上11 反未満層) E (11 反以上15 反未満層) F (15 反以上層)



しかし,第388条では,固定 資産の評価に就いて自治庁 長官は市町村長に対し技術 的援助を与えねばならぬこ とになっている。これによ り自治庁は「固定資産課税 標準しなるものを出してい て、一般の町村ではこれに 従って固定資産の評価を行 っている。陸沢村では、家 屋については、自治庁の指 示平均価格と固定資産税規 準とに基づいて点数評価を 行い, その総評点数によっ て適正な時価を決定してい る。土地については、自治 庁の指示平均価格を基礎に して県自体が作成した指示 価格を基準にして、次のよ うな方法で算出している。 昭和15年度の土地別賃貸価 格から地目別平均価格を算 出し、県の指示価格がそれ の何倍であるかを計算する。

つぎに昭和15年の土地別賃貸価格を「それ」倍して現在の適正な時価とし

ている。

ここに問題は二つある。一つは昭和15年度の土地の状態が評価の基準になっていることである。陸沢村では戦後大々的に土地改良が行われたが、その結果はこの評価のうえでは全くネグられているわけである。二つは県したがって自治庁の指示価格の評価の度合が直接個々の固定資産の評価にひびくということである。ところが自治庁の指示価格の評価標準は年を追って急騰している。田畑についてその事情を示したのが第4表であるが、これによればその指示価格の上昇の甚だしさの一端がうかがわれる。その結果は税法上の税率引下げを全く骨抜きにする結果を生んでいる。

第4表 土地に関する自治庁の年度別指示平均価格

[]	3 分		昭和27年 昭和28年		昭和29年		昭和3	昭和30年		昭和31年		昭和32年		
	≾ 分 		平均価額	指数	平均価額	指数	平均価額	指数	平均 価額	指数	平均価額	指数	平均 価額	指数
	大都	ījī ¦	28,111	100	29,018	103	39,722	141	47,311	168	46,826	167	46,793	166
1	都	市	24,075	100	30,889	128	31,313	130	38, 349	159	37,952	158	37,948	158
四当	町	村,	21.282	100	22, 288	105	27, 275	128	34,419	162	34,113	160	34,045	160
	計	<u>.</u>	21,629	100	23, 276	108	27,817	129	35,436	164	35,373	164	35,381	164
17/11	I'	īħ	29,234	100	31,764	109	41,157	141	51,727	177	49,861	171	49,598	170
	都	市	10,203	100	11,044	108	13,781	135	16,797	165	16,709	164	16,629	163
当	都町	村	7,252	100	7,761	107	9,617	133	11,858	164	11,474	158	11,400	157
	計		7,680	100	8,233	107	10,246	133	13,063	170	13,002	169	12,976	169

〔註〕永山隆一「農家の税金」より一部転載

これとも関連して、いま一つの矛盾は免税点が非常に低いという点である。昭和34年度においてそれは土地2万円、家屋3万円で、前者を干葉県の時価評価額で土地面積に換算すれば、5畝6歩になり、これは、農村において5畝6歩以上の土地を有するものにはすべて固定資産税がかかるということを意味し、免税点の絶対的低さが明白である。川島部落の場合、3反未満層7戸のうち4戸(57%)まで、3反以上層のもの100%が固定資産税の課税を受けており、全体で97%の農家がそれを納めていることになっている。ここに農民に関する限り固定資産税の大衆課税としての性格

が伺われる。また第1図にかえってみると、固定資産税は住民税に較べて 各階層とも農民の負担額が絶対的に大きく、その階層による上昇度は住民 税のそれより激しいけれども、農産物販売価額の上昇度に比すれば緩慢で あることがわかる。これは、担税力という視点からみると、それの少い下 層の農家に過重に課せられているという性格(逆進性)を示すものである。

しかし、固定資産税の根本的矛盾は、所得税中心租税体系のなかにおけるそれの創設の歴史的意義のうえにある。戦後における独占資本の復活の基盤は、インフレと重税による大衆の収奪によって礎かれたと言われている。特に農村における昭和24年までの農業所得税を中心とする収奪は苛酷をきわめ、したがって、それに対する農民の抵抗もまたすざましかった。ところが、昭和25年以降は、シャウプ税制改革によって、それまで所得税に集中していた収奪を分散させて、農民への主な課税を地方税に移した。これにより税金斗争の下からの突き上げを圧えることができた。一方この年までに農地改革が一応完了して、大多数の農民が大なり小なり自分の田畑を所有するようになった。そこで上述の税分担の地方税への移行が固定資産税の上に皺寄せられて、現在の農民にとっては苛酷な大衆課税としての固定資産税が誕生したのである。

川島部落の実態調査で、「農家の支払う税金のうち何が一番過重か」という質問に対して、103 戸の農家の世帯主のうち、固定資産税を挙げたものが55名(53%)で最高、住民税を挙げたものが18名(17%)でこれにつぎ、つぎに健康保険税6名(6%)農業所得税4名(4%)相続税1名という順であった。このように固定資産税を過重だと考えているものが大半であるのにも拘らず、それに対する反対斗争が出来ないのは――昭和24年までは川島では日農指導のもとで税金斗争が盛んであったことは既に触れた――、その徴税主体が村であり、課税客体が主に農地改革によって「戴いた」農地であるからである。

(ハ) 所得税と公課諸負担

租税の外に農民は可成り多額の公課諸負担を支払っている。これもシャ

ウプ税制改革による所得税の軽減分の地方団体分担への移行に基づく皺寄せの現われである。

川島部落についでみれば、昭和33年度の公課諸負担には区費約12万円、お宮の祝祭礼費2万円、及び土地改良費約20万円、合計34万円があり、これが120戸の世帯(内農家103戸)に依って負担されたわけである。このうち区費・祭礼費の14万円は、組長会議によって頭割と所得割(この課税所得は住民税のそれを利用する)にして賦課された。したがって、この部分については、住民税の課税上の矛盾がそのまま現われている。

土地改良費に関しては受益者負担になっているので公平なようであるが、 農地改革によって自作地を得たような旧小作人や小経営者層には、土地改 良を必要とする劣等地がより多く集中している傾向にあるから、実際には 下層農家に相対的に大きな負担が負わされているという傾向が強い。

(二) む す び

以上で長々と現行の所得税を中心とする租税体系が農業においてはらむ 課税上及び税法上の具体的矛盾を分析してみた。近代的租税である所得税 が、前近代的関係にある農業に課せられる際の矛盾が、農民に不都合なよ うに解決されていること。しかもその所得税の矛盾は、その体系下に組み 込まれている地方税にまで拡大されて反映していること、が明かになった。 したがって、所得税を中心とする現行租税体系の前期的農業における矛盾 は、国家独占資本の側からすれば、農民支配・農民からの収奪のためにか えって好都合であったと言えるわけである。

しかし、最近この前期的農業のなかにも、遅まきながらの近代化が部分 的に芽生えはじめている。それは現行租税体系の農業における実施上の矛 盾をより甚だしいものとし、遂にそれは農業法人化問題として爆発したの である。農業法人化問題は、その発生後忽ち燎原の火のごとく全国に拡が り、遂にそれは農業基本法問題を燃えあがらせる火元の一つにもなったの である。現在農業基本法は、政治上では与党野党をとわず、世論上では農 民市民をとわず、国をあげてすべてのものの関心の的になっている感がある。故に、この際あらためて現行の所得税中心の租税体系が農業においていかに矛盾し、それがいかに解決されているかを振り返ってみることは、 決して意義なしとしないところである。

[附記]本論文は、昭和34年度文部省科学研究助成費(綜合の部)による「カルドア総合消費税の研究」の第5班「後進地帯としての村・部落の財政と総合消費税の適応性」に関する研究の1部である。したがってこれは昭和34年度現在における研究であるから、課税手続上の問題で up-to date になっていないところが無いわけではない。しかしそれについてわざわざ手を加えなかったのは、裏付ける実態調査資料が昭和33年度のものであることと、本質的な面では当時と現在とでも大差がないと考えたからである。

Contradictions of the Present Taxation System for Farmers

By Shigeru Kobayashi

The present taxation system is, needless to say, established upon income tax (national tax), which is a modern (capitalistic) type of taxation. The economical structure of agricultural production is, however, still in pre-modern (pre-capitalistic) condition in Japan. The present taxation system includes, therefore, several fundamental contradictions as a taxation system for Japanese farmers.

Income tax must be levied on indvidual income as a principle. Agricultural income, however, does not appear as an individual farmer's income, but it exists as an income to farm household which includes plural individual workers. In the present tax administration, accordingly, the agricultural income is acknowledged as an income to the head of household himself. Here exists the most fundermental contradiction of the present income tax for agricultural income.

Secondly, the income tax has become a mass tax after the war. The income tax was levied on only 5 per cent of all income earners, in other words, on large income earners only, in 1935, but it became to be levied on a mass people, 88 per cent of total income earners in 1948. Accordingly a large proportion of farmers still bear a heavy burden of income tax even at present.

The third contradiction is the real retrogression of the income tax for farmers. The assessable income from agriculture is computed on the basis of "standardized income from agriculture per unit land", which is measured by the output of the most productive land.

In the present taxation system the above-mentioned contradictions of the income tax give interlocking influences upon the other local taxes, inhabitants tax, public imposts, etc. in which most farmers have keen and direct interests. In this thesis the contradictions of income tax for agricultural income and their influences to the various local taxes are analyzed with the first hand materials of rural survey.